

## パブリックコメントの結果

□実施期間 平成22年11月4日(木)から11月30日(火)まで

□意見数 1名

□意見内容

No.	計画に対する意見・提案	市の考え方
1	<p>障害当事者の代弁者としての立場から、支援計画(案)に関しては現況の一般市民の「障害者観」がいまだ個別の聴覚や視覚、肢体障害などの表面化する部分に判断の基準が偏っていることを考え、災害発生時に深刻な事態を招きやすい判断能力の不十分な知的障害者への支援体制としては、当事者の「状況の理解と判断」への具体的支援として、提示された計画(案)には、熟練した技術の提供と人的配置の明確な記載を要望いたします。(「障がい者」の記述に関して、害の1文字のみを開くには違和感が残る事から「しょうがい」の単語は2分せず「障害」とする立場として意見を行う。との注釈あり。)</p>	<p>合志市災害時要援護者避難支援計画は全体計画として基本的な考え方や進め方を示すものであり、個別の計画を示すものではないと考えています。障がいをお持ちの方々、それぞれの個別計画に関してはご意見を反映した対応を考えていきたいと存じます。</p>
2	<p>第1章 基本的な考え方</p> <p>4、避難支援計画の対象者・災害・地域</p> <p>(1) 対象者の項目</p> <p>○ここには対象者として7項目があげられているが、基本的考え方のもっとも機軸となる部分でもあることを考えると、障害者の記述にはっきりと障害の分類までも記載することが望ましい。</p> <p>○5番目に、日本語に不慣れな在住外国人とあるが(用語の解説には、日本語のできない外国人となっている)日本語に精通した外国人が必ずしも「地域社会」に精通しているとは限らない場合もある。とりわけ“日本語に不慣れな“とする必要性は大いに共感できるが記載の方法に不備を感じる。</p>	<p>障がい者の記述については、ご意見を頂いたとおりに障がいの分類について記載を行いました。</p> <p>日本語に不慣れな在住外国人の記述に関しては、この計画では避難支援計画の対象者を指し示すため、現状の記載が一番適当であると判断をいたしました。</p>

3	<p>6、関係機関等の役割</p> <p>この項は関係機関を機能させるため、市がもっとも中心となるべきである事は言うまでもなく、計画(案)の中でも後述されているが(4)社会福祉協議会の役割の&lt;平常時&gt;ア災害ボランティアの組織の育成、育成地域福祉の推進の項に、支援者側の育成にとどまらず、当事者の対応意識育成も視野にいった具体的な実施方法などの記載が欲しい。例えば「ブロックごとの要支援者参加型の避難訓練の実施」等。</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>社会福祉協議会の役割として位置付けるのは非常に難しいと考えます。現在も市が主催をしている防災訓練時には要援護者訓練も実施をしており、社会福祉協議会も参加を頂いているところでもございます。今後も要援護者訓練を実施する予定にしており、内容を充実させて訓練を実施したいと考えております。</p>
4	<p>第2章 要援護者情報の把握・共有</p> <p>この章は、障害という個人のプライバシーに深く係わる内容であり、又住居状況などその家庭内の資産にも接触する項目などがあることから、情報保護にはくれぐれも慎重な対応を望むものである。複数の支援部署とそれに伴う支援者の広がり、末端に行くほど重要性の意識の希釈というマイナス要因が伴う現実を熟考の上実施されたい。</p>	<p>個人情報保護には十分に留意をし、情報収集を行います。また、情報の提供については、ご意見を参考にして今後実施して参りたいと存じます。</p>
5	<p>第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成</p> <p>2、個別計画の作成</p> <p>(2) 個別計画の内容</p> <p>ア、住居状況 に関しては前にふれているので省略</p> <p>エ、情報伝達での留意事項 ～オ、カ、キまでの項目にこの意見書の冒頭「市民の障害者観」に由来すると述べた同じ状況が展開されている。</p> <p>この留意点の中に、聴覚障害と車椅子利用者など目にみえる部分での障害に対する支援は留意するように明記されているが、知的障害に対する留意が抜け落ちている。実際には知的障害者が家人の外出中一人で留守番をすることは日常的に見られる事でもある。住民の手引きともなる支援計画に</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>一部分、ご意見に沿った標記に変更しているところもございますが、基本的にはこの計画は前にも述べましたとおり全体計画を示したものでありますので、障がいをお持ちの方々、それぞれの個別計画に関してはご意見を反映した対応を考えていきたいと存じます。</p>

	<p>は、あらゆる事態の想定を導く為にも、知的障害などの文言は省略すべきではない。文面へのくりかえし丁寧な挿入が望まれる。</p>	
6	<p>第4章 避難誘導・安否確認体制の整備</p> <p>2、情報伝達体制の整備</p> <p>(2) 要援護者への情報伝達手段</p> <p>この項目全般に対して、全く、支援体制の意識の欠如を感じる。ここで言う情報伝達手段とは、物理的に解決できる手段のみを「手段」としているように思えるが？</p> <p>災害時、急を要する場面での伝達受信が、これでは、ア～オに「対応できる能力を保持する要援護者」でなければならないとのハードルを感じさせられる。又、次のページに展開されている「情報伝達イメージ」の図式にも視覚聴覚障害が強調されているので、外見上みえない障害者への支援がイメージされにくい。‘避難行動要支援者’など一括りにした行政特有の表現にとらわれず、いつ何時でも飛び込みの支援ができるような「有機的な体制」を実現させるためにも、イメージ部分へのあらゆる障害の文言の挿入が必要。</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>一部分、ご意見に沿った標記に変更しているところもございますが、基本的にはこの計画は前にも述べましたとおり全体計画を示したものでありますので、障がいをお持ちの方々、それぞれの個別計画に関してはご意見を反映した対応を考えていきたいと存じます。ただ、おっしゃるように「情報伝達イメージ」に表現することは難しいと考えますが、そのことを支援頂く方々に理解していただくためには、今後も様々な障がいに対しての理解を深めて頂くことが必要かと存じます。そのことについては様々な手法を検討していきたいと考えます。</p>
7	<p>第5章 避難所等における支援体制</p> <p>1、避難所等における要援護者支援体制</p> <p>避難所における体制の記述で、特に視覚障害者や聴覚障害者に対する情報提供と伝達方法について、特段の配慮を行うものとするとの記載があるが、これに関しては全く同感できるものである。しかしながら、「特段の配慮」はこの部分でのみ実施されるべきものではない。特段の配慮は前記2障害に特定されるのではなく、次のような場合にも重要な位置づけをもって配慮されるべきであるとする。</p>	<p>ご意見として承りました。</p> <p>一部分、ご意見に沿った標記に変更しているところもございますが、基本的にはこの計画は前にも述べましたとおり全体計画を示したものでありますので、障がいをお持ちの方々、それぞれの個別計画に関してはご意見を反映した対応を考えていきたいと存じます。</p>

	<p>*家族とはなればなれになった 知的障害者*</p> <p>*家族が死傷して一人残された 知的障害者*</p> <p>このほか災害により激変した状態の中、恐怖と激しい不安が引き金となって引き起こされる知的障害をもつ人の異常行動や発作なども考えられる。これらは、特段の配慮を必要とする事項であって本文または(4)優先的支援の実施部分に具体的に明記されたい。尚、ここで言う「特段の配慮」とは単に段差解消やパーテーションなどの物理的な配慮でなく、‘安心をもたらす人的な配置‘を指す。最後に、避難所には難しい文字の読めない障害者や外国人のために、図案化された表示やルビつきの拡大表示の設置、さらに難解な表現を使用しないなど、言葉や表現方法の研修を実施されたい。</p>	
--	--	--